

二九

昭和廿一年十一月廿八日

鬼喜彦
人事係

秘書課長

事

口部

(達才十一号)

達 案

国立病院

国立療養所

国立病院及国立療養所に属する施設

職員(事務)に技術的委託は否か今従前の

二九

給料を以て厚生省囑託を命ぜうれ

各其の所屬の國立病院又は國立療養所

並勤務を命ぜうれたものと心得らるること。

レ平一十月五日

大臣

達第十一號

國立病院
國立療養所

國立病院及國立療養所々屬の嘱託員ハ事務並ニ技術嘱託
ヲ謂フ一は概今従前の給料を以て厚生省嘱託を命ぜられ
各其所屬の國立病院又は國立療養所勤務を命ぜられた
ものと心得ること。

昭和二十一年十一月五日

厚生大臣 河合 良成

裏面白紙

合議先番號受送月日		厚生省號欄	
第	第	第	第
號	號	號	號
送	送	送	送
受	受	受	受
月	月	月	月
日	日	日	日
<p>昭和二十一年十一月十七日 判決 十一月二十日 施行 十一月二十二日 施行 十一月二十二日 施行</p> <p>局長 秘書課長 總務課長</p> <p>大臣 次官</p> <p>厚生省分課規程第十六條による 出張卜々名、称及び位置の告示を左案 により告示す</p> <p>告示</p>			

三〇

第	第	第
號	號	號
送	送	送
受	受	受
月	月	月
日	日	日

告示案

◎厚生省告示第111號

厚生省醫務局出張所の名称及び位置
左次のやうに定め、昭和二十一年十一月五日から
これを適用する。

昭和二十一年 月 日

厚生大臣 河合良成

名	籍	位
厚生省醫務局北海道出張所	北海道札幌市	事務長
厚生省醫務局東北出張所	宮城県仙台市	事務長
厚生省醫務局関東信越出張所	東京都麹町区	事務長
厚生省醫務局東海北陸出張所	愛知県名古屋市中区	事務長

官報登録
21年11月26日

参考

◎厚生省告示第四十五號
 醫療出張所の名稱及び位置を次のや
 うに定め昭和二十年十二月一日からこ
 れを適用した
 昭和二十一年六月十八日
 厚生大臣 河合 良茂

名	位置
醫療局北海道出張所	北海道札幌市
醫療局東北出張所	宮城県仙台市
醫療局關東出張所	東京都麹町區
醫療局關東信越出張所	愛知県名古屋
醫療局東海北陸出張所	大府府大阪市
醫療局近畿出張所	香川県高松市
醫療局中國出張所	徳島県徳島市
醫療局四國出張所	香川県高松市
醫療局九州出張所	福岡県福岡市

厚生省醫務局近畿出張所 大阪府大阪市
 厚生省醫務局中國出張所 廣島縣佐伯郡大竹町
 厚生省醫務局四國出張所 香川県仲多度郡善通寺町
 厚生省醫務局九州出張所 福岡縣福岡市

保 險 完

めくれず

裏面白紙

厚生省醫務局近畿出張所 大阪府大阪市
 厚生省醫務局中国出張所 広島県佐伯郡大竹町
 厚生省醫務局四国出張所 香川県仲多度郡善通寺町
 厚生省醫務局九州出張所 福岡県福岡市

参考

二 國 府 長 官 事 務 局
 三 國 府 長 官 事 務 局
 四 國 府 長 官 事 務 局
 五 國 府 長 官 事 務 局
 六 國 府 長 官 事 務 局
 七 國 府 長 官 事 務 局
 八 國 府 長 官 事 務 局
 九 國 府 長 官 事 務 局
 十 國 府 長 官 事 務 局
 十一 國 府 長 官 事 務 局
 十二 國 府 長 官 事 務 局
 十三 國 府 長 官 事 務 局
 十四 國 府 長 官 事 務 局
 十五 國 府 長 官 事 務 局
 十六 國 府 長 官 事 務 局
 十七 國 府 長 官 事 務 局
 十八 國 府 長 官 事 務 局
 十九 國 府 長 官 事 務 局
 二十 國 府 長 官 事 務 局

内務省分課規程

第一條 大臣官房 左ノ三課ヲ置ク

秘書課

總務課

會計課

第二條 秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 官吏ノ進退身分及賞罰ニ関スル事項

二 官吏ノ服務ニ関スル事項

三 恩給ニ関スル事項

四 叙位叙勲及褒章ニ関スル事項

五 儀礼禮典ニ関スル事項

六 大臣ノ官印及省印ノ管守ニ関スル事項

七 機密ニ関スル事項

第三條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 所管行政ノ綜合調整ニ関スル事項

二 所管行政ニ関スル調査審議之安ホ一般ニ関スル事項

三 所管行政ニ必要ナル資材ニ関スル事項

四 所管行政ノ考査一般ニ関スル事項

五 人口問題研究所ニ関スル事項

六 文書ノ接受、発送、編纂及保存ニ関スル事項

七 成案文書ノ審査及送達ニ関スル事項

八 官報掲載ニ関スル事項

九 統計ノ編纂及保存ニ関スル事項

十 圖書ノ分類及管理ニ関スル事項

十一 各局課ノ主管ニ屬セザル事項

第四條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般會計及特別會計ニ関スル經費及諸收入ノ予算決算

二 本者所管會計ノ監査ニ関スル事項

三 國有財産及物品ニ関スル事項

四 官繕ニ関スル事項

五 省中取締ニ関スル事項

六 傭人ノ進退及監督ニ関スル事項

七 厚生者職員共済組合ニ関スル事項

第五條 大臣官房ニ審査委員ヲ置ク

検査委員、法令其、他重要ナル事項ヲ審議ス
六條 公衆保健局ニ左ノ三課ヲ置ク

調査課
保健課
栄養課

第七條 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 國民ノ健康増進ニ関スル企画ニ関スル事項
- 二 衛生ニ関スル調査及統計ニ関スル事項
- 三 國立公園其、他公園休養地ニ関スル事項

- 四 公衆衛生院ニ関スル事項
- 五 他ノ主管ニ属セザル人口ノ涵養ニ関スル事項

第八條 保健課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 保健所及保健婦ニ関スル事項
- 二 衛生知識ノ普及向上ニ関スル事項
- 三 國民体力ノ法ノ施行ニ関スル事項
- 四 優生ニ関スル事項

第九條 他ノ主管ニ属セザル國民ノ保健衛生ニ関スル事項
栄養課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 栄養ニ関スル事項
- 二 飲食物ノ衛生ニ関スル事項
- 三 屠場及屠畜ニ関スル事項
- 四 妊産婦乳幼児ノ保健ニ関スル事項
- 五 虚弱児童及不具児童ノ保健ニ関スル事項
- 六 未就学児童ノ衛生ニ関スル事項

第十條 医務局ニ左ノ五課ヲ置ク

医務課
製藥課
病院課
療養課

第十一條 医務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 醫師、齒科醫師其、他医療関係者ニ関スル事項
 - 二 國民医療法ノ施行ニ関スル事項
 - 三 他ノ主管ニ属セザル医事ニ関スル事項
- 第十二條 藥務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 藥事法ノ施行ニ関スル事項

抜身

- 一 毒物及劇物ノ取締ニ関スル事項
- 二 衛生資材(医薬品ヲ除ク)ノ生産ニ関スル事項
- 三 他ノ主管ニ属セザル薬事ニ関スル事項
- 第十四條 製薬課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 医薬品ノ生産ニ関スル事項
 - 二 医薬品ノ製造(阿片及麻薬製造業ヲ除ク)ノ許可ニ関スル事項
 - 三 日本薬方方、重要医薬品及公定医薬品ノ規格ニ関スル事項
 - 四 薬用植物ノ栽培、生薬ノ蒸査及配給ニ関スル事項
 - 五 医薬部外品ニ関スル事項
- 第十五條 病院課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 国立病院ニ関スル事項
 - 二 国立病院連絡出張所ノ業務指導ニ関スル事項
- 第十六條 療養課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 国立療養所ニ関スル事項
 - 二 委託療養及居宅医療ニ関スル事項
- 第十七條 国立病院ノ業務ノ指導ニ関スル事項ヲ分掌セシムル為ニ札幌市

仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、廣島市、高松市及
 福岡市ニ出張所ヲ置ク

- 第十七條 次長ハ局長ノ佐ケル事務ヲ掌理ス
- 第十八條 豫防局ニ左ノ三課ヲ置ク

豫防課
 防疫課
 検査課

- 第十九條 豫防課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 結核ニ関スル事項
 - 二 癩ニ関スル事項
 - 三 十ラホトハニ関スル事項
 - 四 寄生蟲病、原蟲病及地方病ニ関スル事項
 - 五 近視及齲齒ニ関スル事項
 - 六 瘧疾、他慢性病ニ関スル事項
 - 七 精神病ニ関スル事項
- 第二十條 防疫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 急性傳染病ニ関スル事項

一 性病ニ関スル事項
 二 水道及下水道ニ関スル事項
 三 清掃衛生ニ関スル事項
 四 第十一條 檢疫課ニ於テハ海港檢疫及航空檢疫ニ関スル事項ヲ掌ル
 第十二條 社會局ニ左ノ五課ヲ置ク

庶務課
 保護課
 搜護課
 福利課
 物資課

第十三條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 社會事業ニ関スル綜合企画ニ関スル事項
 二 社會事業ニ関スル調査統計ニ関スル事項
 三 方面委員ニ関スル事項
 四 社會事業關係職員ノ教養訓練ニ関スル事項
 五 他ノ主管ニ屬セザル社會事業ニ関スル事項
 第十四條 保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 生活保護ニ関スル事項

二 災害保護ニ関スル事項
 第十四條 搜護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 母子及児童ノ保護ニ関スル事項
 二 保育隣保ニ関スル事項
 三 傷疾者等ノ保護指導ニ関スル事項
 四 他ノ主管ニ屬セザル國民生活ノ指導ニ関スル事項
 第十五條 福利課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 同和事業ニ関スル事項
 二 興生事業ニ関スル事項
 三 公益質屋ニ関スル事項
 四 授産及内職施設ニ関スル事項但シ勤勞局所管ニ屬スルモノヲ除ク
 五 社會福利施設ニ関スル事項
 第十六條 物資課ニ於テハ救済援護ニ必要ナル物資ニ関スル事項ヲ掌ル
 第十七條 勞政局ニ左ノ四課ヲ置ク
 勞政課
 勞働保護課
 給與課

調査課

- 第二十八條 労政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 労働政策ニ関スル事項
 - 二 労働組合ニ関スル事項
 - 三 労働争議調停其ノ他労働関係ノ調整ニ関スル事項
 - 四 労働情報ノ蒐集ニ関スル事項
 - 五 他ノ主管ニ属セサル労働ニ関スル事項
- 第二十九條 労働保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 一般労働保護並ニ婦人及年少者ノ労働保護ニ関スル事項
 - 二 産業安全及危害予防ニ関スル事項
 - 三 労働者災害扶助ニ関スル事項
 - 四 労働能率ノ増進ニ関スル事項
 - 五 労働者ノ福利厚生ニ関スル事項
 - 六 其ノ他労働保護ニ関スル事項
 - 七 産業安全研究所ニ関スル事項
- 第三十條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 賃金ノ給料其ノ他給與ニ関スル事項
 - 二 労働者ノ援護ニ関スル事項

第三十一條 労働者用物資ニ関スル事項

- 一 一般労働法制ノ調査企画ニ関スル事項
- 二 労働ニ関スル統計ノ蒐集整理ニ関スル事項
- 三 国際労働事情ノ調査ニ関スル事項
- 四 労働行政関係職員ノ教養訓練ニ関スル事項

第三十二條 勤労局ニ左ノ四課ヲ置ク

- 一 企画課
- 二 監理課
- 三 紹介課
- 四 補導課
- 第三十三條 企画課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 失業対策ノ企画ニ関スル事項
 - 二 職業政策ノ企画ニ関スル事項
 - 三 公共事業ニ関スル労働配置ノ企画ニ関スル事項
 - 四 労働市場ノ調査ニ関スル事項
 - 五 職業ニ関スル統計ノ整理ニ関スル事項
 - 六 職業適性ノ調査ニ関スル事項

七 他、主管ニ属セザル勤勞者ノニ關スル事項
 第三十四條 監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 勤勞者ニ關スル庶務一級ノニ關スル事項
 二 職業行政関係係員ノ多クニ對シテニ關スル事項
 第三十五條 紹介課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 職業紹介ニ關スル事項
 二 勞務配置ニ關スル事項
 三 勞務者募集ニ關スル事項
 四 勞務供給事業ニ關スル事項
 五 職業指導ニ關スル事項
 第三十六條 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 職業補導ニ關スル事項
 二 失業對策トシテ實施スル投産施設其ノ他共同作業施設ニ關スル事項
 第三十七條 庶務課 保險局ニ左ノ四課及一所ヲ置ク
 庶務課
 保險課
 國民保險課
 年金課

健康保險指導所
 第三十八條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 社會保險制度ノ調査企画一級ニ關スル事項
 二 社會保險審査會ニ關スル事項
 三 厚生保險特別會計業務勘定ニ關スル事項
 四 他ノ主管ニ属セザル社會保險ニ關スル事項
 第三十九條 保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 健康保險法ノ施行ニ關スル事項
 二 勞働者災害扶助責任保險法ノ施行ニ關スル事項
 三 厚生保險特別會計健康勘定及勞働者災害扶助責任保險特別會計ニ關スル事項
 第四十條 國民保險課ニ於テハ國民健康保險法ノ施行ニ關スル事項ヲ掌ル
 第四十一條 年金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 厚生年金保險法ノ施行ニ關スル事項
 二 船員保險法ノ施行ニ關スル事項
 三 學生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項
 第四十二條 健康保險指導所ニ於テハ健康保險被保險者ノ健康保持ニ關スル施設ノ調査及指導ニ關スル事項ヲ掌ル

31

日 ⑨ 送 受 號 番 先 議 合		關 號 省 生 厚	
第 一 號	第 二 號	第 一 號	第 二 號
送 受	送 受	送 受	送 受
月 日	月 日	月 日	月 日

⑨ 達は持りの
主者及課へ
配付のこと。

起 案 昭 和 廿 一 年 十 月 九 日

判 決 十 二 月 十 一 日 合 校

受 局 付 課 月 日 號

行 施 十 二 月 十 五 日

月 日

大 臣

次 官

席 長 秘 書 課 長

主 査 事 務 官

人 事 係

白

地方引揚援護局の廢止、及いふに
 病院の廢合等に於ては、告示に
 此に於て、勤務替達（病院）を



合 議 先 番			號 受 送 日		
第	第	第	號	號	號
送	送	送	送	送	送
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日

御裁。
 別安下(乃王(四五))12月施行
 有る。

三十一

裏面白紙

引揚援護院

◎厚生省告示第 八十九號

山字の一

昭和二十一年三月厚生省告示第三十四號（地方引揚援護局の名稱及び位置の件）中「仙崎引揚援護局 山口縣大津郡仙崎町」を削る

官報登録
21年12月16日

昭和二十一年十二月十六日

厚生大臣 河台良成

◎十二月十六日の官報に登記は行われしす。

B 5

201



昭和三十二年三月三十一日
 厚生省告示第八十九號
 位置の件）中「仙崎引揚援護局
 山口縣大津郡仙崎町」を創る
 昭和三十二年十二月十六日

厚生大臣 河合 良成

裏面白紙

WELFARE MINISTRY
IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

Welfare Ministry Notification No.

"Senzaki Repatriation Relief Station, Senzaki-town, Otsu County,
Yamaguchi Prefecture" shall be struck out in "The names and locations of
local repatriation relief stations," Welfare Ministry Notification
No. 34, March 1946.

December 1946

Kawai Yoshinari
Ministry of Welfare.

裏
面
白
紙



引揚援護院院庶務第三八三號

昭和二十一年十二月六日

引揚援護院援護局長



厚生大臣官房秘書課長

殿

地方引揚援護局の廢止に關する件
録記の件に關し厚生省告示を別紙の通り文ゆられるよう然るべく
御取計ひ願ひたい。

引揚援護院

裏面白紙

B 5

204



3766

醫發第九一號

昭和二十一年十二月六日

醫務局長



大臣官房秘書課長 殿

厚生省告示(国立病院の名稱及

位置の件)改正に關する件

標記の件左記の通り施行せられたく内申する。

軍事保健院

裏面白紙

205